Shinkumi Bank 信用組合 しんくみ

きょうしん

不動産担保ローン

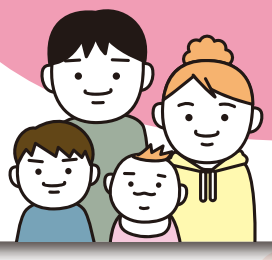
リリーフ

お持ちの不動産を担保に借り入れできるローンです

用途に合わせて3商品をご用意しております

個人フリーローン（リリーフ Ⅰ）

お使いみち自由！
ローンのおまとめや税金の納付資金に



ご融資金額	300万円以上1億円以下（10万円単位）
ご融資利率	年4.40%～年6.70%（短期プライムレートに連動）
ご融資期間	1年以上25年以内（1年単位）

ビジネスローン（リリーフ Ⅱ）

運転・設備投資や開業資金をサポート



ご融資金額	300万円以上3億円以下（10万円単位）
ご融資利率	年4.40%～年6.70%（短期プライムレートに連動）
ご融資期間	1年以上25年以内（1年単位）

不動産関連ローン（リリーフ Ⅲ）

賃貸用不動産
自宅の購入
リフォームの資金として



ご融資金額	300万円以上3億円以下（10万円単位）
ご融資利率	年4.10%～年6.70%（短期プライムレートに連動）
ご融資期間	1年以上35年以内（1年単位）

詳しくは窓口または営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

本店営業部 ☎03-3762-7771	大岡山支店 ☎03-3726-0151	蒲田支店 ☎03-3733-4514	雑色支店 ☎03-3732-5611
矢口支店 ☎03-3759-6206	中延駅前支店 ☎03-3783-6481	武蔵新田支店 ☎03-3756-2811	大森支店 ☎03-3763-0271
糀谷支店 ☎03-3741-4191	用賀支店 ☎03-3700-1777	戸越支店 ☎03-3783-8211	平和島支店 ☎03-3765-8211
洗足池支店 ☎03-3720-2131	六郷支店 ☎03-3736-2201	西蒲田支店 ☎03-3754-4611	前の浦支店 ☎03-3741-7011

あなたの街のパートナー

共立信用組合

きょうしん 不動産担保ローン リリーフ 商品概要

不動産担保ローン・リリーフI（消費性資金型）	
融資形式	証書貸付
対象者	当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員である方　・融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方　・制限行為能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）でない方　・日本国籍を有する方（ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象）　・安定継続した収入のある方（給与所得者、法人役員、個人事業主、年金受給者等パート・アルバイト含む）
物件対応エリア	原則、当組合の営業エリア内
資金用途	自由（事業性資金、投機資金は除く）
融資金額	原則、300万円以上1億円以下（10万円単位）
返済期間	1年以上25年以内（1年単位）
返済方式	元利均等返済方式（資金使途により、元金据置2年まで可）　ボーナス併用可（ただし、融資金額の50%まで）
融資利率	当組合の所定利率（保証料含む）融資利率は、短期プライムレート連動型の変動金利とし毎年4月と10月に見直し7月と1月の約定返済分から適用になります。　年4.40%～年6.70%　※なお、共立信用組合は保証会社との間でお客さまから支払いを受けるお利息の上限利率を年12.00%と定めています（利息制限法第8条2項 1号の通知とさせていただきます）。
遅延損害金	年18.25%
事務手数料	・当組合　〈担保物件:23区内の場合〉50,000円+消費税及び地方消費税　〈担保物件:23区外の場合〉60,000円+消費税及び地方消費税 ・保証会社　融資額の1%+消費税及び地方消費税　※上限100,000円+消費税及び地方消費税 ・不動産担保設定、登記費用及び関係費用は別途必要となります。
返済日	毎月7日か27日（当組合の休業日の場合は翌営業日）
担保	本人又は本人の親族（三親等以内）が所有する不動産に保証会社を担保権者とする（根）抵当権を設定いたします。（保証会社が指定する司法書士が手続きいたします）　※ご本人様以外の物件所有者様は物上保証人となります。　※ご返済方法が元金据置の場合は根抵当権を設定いたします。
連帯保証人	原則、連帯保証人は不要です。　※その他、総合的判断により保証会社が必要と判断した場合、連帯保証人として契約していただく場合がございます。
保証会社	株式会社セゾンファンデックス

不動産担保ローン・リリーフII（事業性資金型）	
融資形式	証書貸付
対象者	当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人事業主又は本店を有する法人で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員である方　・個人事業主の場合、融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方　・個人事業主及び法人代表者は、制限行為能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）でない方　・個人事業主及び法人代表者は、日本国籍を有する方（ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象）　・個人事業主の場合、安定継続した収入のある方
物件対応エリア	原則、当組合の営業エリア内
資金用途	事業性資金　他行借換、納税資金、設備資金等（宅地建物取引業者のプロジェクト資金は除く）
融資金額	原則、300万円以上　3億円以下（10万円単位）
返済期間	1年以上25年以内（1年単位）
返済方式	元利均等返済方式、元金均等返済方式（資金使途により、元金据置2年まで可）　期日一括返済方式（最長2年間まで）
融資利率	当組合の所定利率（保証料含む）融資利率は、短期プライムレート連動型の変動金利とし毎年4月と10月に見直し7月と1月の約定返済分から適用になります。　年4.40%～年6.70%　※なお、共立信用組合は保証会社との間でお客さまから支払いを受けるお利息の上限利率を年12.00%と定めています（利息制限法第8条2項1号の通知とさせていただきます）。
遅延損害金	年18.25%
事務手数料	・当組合　〈担保物件:23区内の場合〉50,000円+消費税及び地方消費税　〈担保物件:23区外の場合〉60,000円+消費税及び地方消費税 ・保証会社　融資額の1%+消費税及び地方消費税　※上限100,000円+消費税及び地方消費税 ・不動産担保設定、登記費用及び関係費用は別途必要となります。
返済日	毎月7日か27日（当組合の休業日の場合は翌営業日）
担保	以下の不動産に保証会社を担保権者とする（根）抵当権を設定いたします。（保証会社が指定する司法書士が手続きいたします） ・個人事業者又は、個人事業主の親族（三親等以内）が所有する不動産　・法人が所有する不動産　・法人代表者又は法人代表者の親族（三親等以内）所有する不動産　・法人の役員が所有する不動産 ※ご本人様以外の物件所有者様は物上保証人となります。　※ご返済方法が期日一括返済、元金据置の場合は根抵当権を設定いたします。
連帯保証人	〈ご利用いただく方が個人事業主の場合〉　原則、連帯保証人は不要です。 〈ご利用いただく方が法人の場合〉　代表者は原則、連帯保証人として契約していただきます。 ※その他、総合的判断により保証会社が必要と判断した場合、連帯保証人として契約していただく場合がございます。
保証会社	株式会社セゾンファンデックス

不動産担保ローン・リリーフIII（不動産関連資金型）	
融資形式	証書貸付
対象者	当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人、個人事業主又は本店を有する法人で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員である方　・個人、個人事業主の場合、融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方　・個人、個人事業主及び法人代表者は、制限行為能力者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）でない方　・個人、個人事業主及び法人代表者は、日本国籍を有する方（ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象）　・個人、個人事業主の場合、安定継続した収入のある方
物件対応エリア	原則、当組合の営業エリア内
資金用途	収益不動産の購入、自宅の購入、修繕・改築資金、セカンドハウスの購入、購入時のローン借換、宅地建物取引業者のプロジェクト資金等
融資金額	原則、300万円以上　3億円以下（10万円単位）
返済期間	1年以上35年以内（1年単位）
返済方式	・元利均等返済方式、元金均等返済方式（資金使途により、元金据置2年まで可）　・期日一括返済方式（最長2年間まで）
融資利率	当組合の所定利率（保証料含む）融資利率は、短期プライムレート連動型の変動金利とし毎年4月と10月に見直し7月と1月の約定返済分から適用になります。　年4.10%～年6.70%　※なお、共立信用組合は保証会社との間でお客さまから支払いを受けるお利息の上限利率を年12.00%と定めています（利息制限法第8条2項1号の通知とさせていただきます）。
遅延損害金	年18.25%
事務手数料	・当組合　〈担保物件:23区内の場合〉50,000円+消費税及び地方消費税　〈担保物件:23区外の場合〉60,000円+消費税及び地方消費税 ・保証会社　〈個人の場合〉融資金額の1%+消費税及び地方消費税　※上限100,000円+消費税及び地方消費税 〈個人事業主・法人の場合〉融資金額の1%+消費税及び地方消費税（ただし、個別対応可） ・不動産担保設定、登記費用及び関係費用は別途必要となります。
返済日	毎月7日か27日（当組合の休業日の場合は翌営業日）
担保	以下の不動産に保証会社を担保権者とする（根）抵当権を設定いたします。（保証会社が指定する司法書士が手続きいたします） ・本人又は、本人の親族（三親等以内）が所有する不動産　・法人が所有する不動産　・法人代表者又は法人代表者の親族（三親等以内）所有する不動産　・法人の役員が所有する不動産 ※ご本人様以外の物件所有者様は物上保証人となります。　※ご返済方法が期日一括返済、元金据置の場合は根抵当権を設定いたします。
連帯保証人	〈ご利用いただく方が個人、個人事業主の場合〉　原則、連帯保証人は不要です。 〈ご利用いただく方が法人の場合〉代表者は原則連帯保証人として契約していただきます。 ※その他、総合的判断により保証会社が必要と判断した場合、連帯保証人として契約していただく場合がございます。
保証会社	株式会社セゾンファンデックス

あなたの街のパートナー

共立信用組合

令和8年11月2日現在